

令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト

受験上の注意

受験に当たっては、この「受験上の注意」と「受験案内」をよく読んでください。
また、試験当日はこの「受験上の注意」を持参してください。

次の(1)～(5)は、令和6年度大学入学共通テストを受験するに当たって、特に気をつけなければならない注意事項ですので、試験前に必ず確認してください。

- (1) 「地理歴史、公民」及び「理科②」の試験時間において「2科目受験する」と登録した場合は、試験当日に1科目のみを受験することはできません。このため、遅刻者の試験室への入室限度（「地理歴史、公民」は9:50、「理科②」は16:00）までに入室しないと、後半の第2解答科目を含めて、その試験時間は一切受験することができません。
また、第1解答科目のみを受験し、途中退室することもできません。
- (2) 受験する教科によっては、類似の名称の科目（例えば「倫理」と「倫理、政治・経済」、
「数学Ⅰ」と「数学Ⅰ・数学A」、
「数学Ⅱ」と「数学Ⅱ・数学B」など）が同一の問題冊子に編集されていますので、解答する科目が掲載されているページを間違えないようによく確認してください。
- (3) 試験時間中、監督者が試験室内の巡視を行います。その際、監督者が顔を上げるよう指示することや、マスクや眼鏡、帽子等を一時的に外すよう指示することなどがあります。また、不正行為に見えるような行為は、監督者が注意する場合があります。
- (4) 不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した大学入学共通テストの全ての教科・科目の成績を無効とします。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。
- (5) 大学入学共通テストを受験するに当たり、今後、必要な連絡事項が生じた場合は、大学入試センターのホームページ（→24ページ）において情報を提供しますので、確認してください。

- (6) 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後 20 分以内の遅刻に限り、受験を認めます。
ただし、「英語（リスニング）」は試験開始時刻（17：10）までに入室していない場合、受験することができません。
また、「地理歴史、公民」及び「理科②」の試験時間において「2科目受験する」と登録した場合は、遅刻者の試験室への入室限度（「地理歴史、公民」は9：50、「理科②」は16：00）までに入室しないと、後半の第2解答科目を含めて、その試験時間は一切受験することができません。（試験当日に1科目のみの受験に変更することはできません。）
遅刻の理由が事故等の場合は、係員に申し出てください。
- (7) 試験当日、交通機関の事故又は災害等が発生した場合は、試験開始時刻を繰り下げることがあります。受験票に記載されている「問合せ大学」へ連絡し、試験場に向かってください。
- (8) 受験票に「上履き持参」と表示されている場合は、「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
- (9) 自動車、バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。
- (10) インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、治癒していない場合は、他の受験者や監督者等に感染するおそれがあるため受験できません。追試験の受験を申請してください。**
また、試験日に発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は、無理して受験せず、追試験の受験を申請してください。（→15 ページ）
- (11) 試験場においては、監督者等の指示に従ってください。（監督者等の指示に従わない場合は不正行為となることがあります。（→8 ページ））

6 試験時間中の注意事項

(1) 所持品の取扱い

- ① 受験票、写真票（最初に受験する時間の試験時間中に回収します。）は、必ず机の上に置いてください。
- ② 受験票、写真票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは、次のとおりです。

- ・ 黒鉛筆（H、F、HBに限る。和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、鉛筆キャップ
- ・ シャープペンシル（メモや計算に使用する場合のみ可、黒い芯に限る。）
- ・ プラスチック製の消しゴム
- ・ 鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・ 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。）
- ・ 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの。）

これ以外の所持品を使用又は置いている場合には、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。

- ③ 机の上に置けるものについては、机の上に貼付してある「受験番号票」（→22 ページ）にも表示しています。試験当日は、この表示や監督者の指示に従ってください。
- ④ サポーター、テーピング、包帯、湿布、ギプス、眼帯、コルセットを着用したまま受験することはできますが、試験時間中に着脱する場合は、監督者に申し出て許可を得てください。

9 追試験の実施

(1) 実施期日等

実施期日は令和6年1月27日(土)、1月28日(日)です。

(注1) 追試験についての追試験はありません。

(注2) 1月27日(土)、1月28日(日)に追試験を実施できない場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施します。その場合は、追試験の受験許可者には別途通知します。

(2) 追試験場

追試験の試験場は、原則として全国を2地区に分け、地区ごとに1か所を設定します。試験場の所在地などの詳細については、大学入試センターのホームページ(→24ページ)から確認してください。

(3) 追試験の受験申請(申請する場合には、あらかじめ、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。)

① ③のア又はイに該当する事由により本試験を受験できない場合、追試験の受験申請をすることができます。

② 追試験の受験許可の単位は、原則として2日分又は1日分の教科・科目です。

ただし、1日目又は2日目において、一つの教科・科目でも受験した場合、追試験の対象となる教科・科目は次のとおりです。

ア 監督者から解答開始を指示される前に体調不良等を申し出た場合は、当該教科・科目以降(すでに終了した教科・科目は対象外)

イ 監督者から解答開始を指示された後に体調不良等を申し出た場合は、当該教科・科目は対象とならず、次の教科・科目以降

③ 受験票に記載されている「問合せ大学」において、次のア又はイの申請受付時間内に限り追試験の受験を申請することができます。申請受付時間経過後は、いかなる理由があっても追試験の受験を申請することはできません。

また、試験時間の繰下げを実施した試験場や受験上の配慮により試験時間を延長する受験者の場合には、当該試験の終了時刻が申請受付の終了時刻となり、通常の終了時刻(1日目18:10、2日目17:50)とは異なるので注意してください。

ア 疾病・負傷による場合

申請受付時間 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月9日から1月12日まで 9:00～17:00 ・1日目(1月13日) 7:30～18:10 ・2日目(1月14日) 7:30～17:50
申請方法	<p>(ア) 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「医師の診断書」(治療期間が明記されたもの)を「問合せ大学」に持参し、申請してください。 許可された場合は、追試験受験許可書が交付されます。</p> <p>(イ) 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に疾病・負傷の状況を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p> <p>(ウ) 試験当日、試験場に到着してから体調不良になった場合は、監督者や試験場の担当者に申し出て、指示を受けてください。</p>

(注) 2日目に、1日目分の追試験の受験を申請することはできません。

イ 試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合

(事故等が生じた場合は、速やかに受験票に記載の「問合せ大学」に電話連絡してください。)

申請受付時間	試験当日、試験場に向かう途中で事故にあった場合又は交通機関の遅延・予定外の運休等にあった場合	その日の試験終了時刻まで
	やむを得ない事由がある場合 やむを得ない事由の例 (・両親又は親族等の危篤, 死亡 ・自宅の火災)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月9日から1月12日まで 9:00～17:00 ・1日目(1月13日) 7:30～18:10 ・2日目(1月14日) 7:30～17:50
申請方法	<p>(ア) 本人又は代理人が、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した上で、申請受付時間内に「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を「問合せ大学」に持参し、申請してください。 許可された場合は、追試験受験許可書が交付されます。</p> <p>(イ) 申請受付時間内に本人又は代理人が「問合せ大学」に行けない場合は、申請受付時間内に事故等の状況等を、「問合せ大学」に電話連絡し指示を受けてください。</p>	

- (4) 追試験の受験を許可された場合、許可された教科・科目については本試験の受験はできません。
- (5) 追試験における「外国語」及び「数学②」の別冊子試験問題は科目ごとに分かれた冊子になっています。出願時に別冊子試験問題の配付を希望した者が、追試験を受験する場合は、**追試験の受験申請時に申請した科目の冊子のみを配付します。**

なお、代理人が追試験の受験申請を行う場合には、あらかじめ志願者本人に追試験における「外国語」及び「数学②」の受験科目を確認した上で申請してください。

(6) 受験上の配慮

- ① 本試験において許可された受験上の配慮は、原則として、追試験においても行います。
- ② 追試験の受験を申請する事由に起因して、新たに受験上の配慮を希望する者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項を決定します。

【追試験において新たに受験上の配慮を希望する場合の例】

- ・ 疾病により入院していたため、本試験を受験できず、追試験の受験を申請。免疫力が低下しており、易感染状態のため、追試験では個室での受験を希望する。
- ・ 本試験の試験場に向かう途中、交通事故により右足を骨折。本試験を受験できず、追試験の受験を申請。追試験では車椅子の持参使用を希望する。

など

③ 新たに受験上の配慮を希望する場合の申請方法

追試験の受験申請の際に、「医師の診断書」を持参し、配慮を希望する旨を申し出てください。

「医師の診断書」には、希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。

なお、受験上の配慮に関する具体的な内容については、受験案内の 15 ページを参照してください。